

[業務受託事業所用]

## 業務委託の契約の適正な履行に向けて

市との業務委託契約において、質の高い市民サービスを提供するには、受託者における労働者保護も重要なこととなります。

平成21年に「公共サービス基本法」が施行され、地方公共団体においても、公共サービスの従事者の適正な労働条件の確保などに努めるとされています。

趣旨をご理解のうえ、次の事項に留意していただき、市の業務委託を実施してください。

### 1 労働者の福祉向上

労働者福祉のため、法律の規定に基づき、雇用保険、健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険への適正な加入をお願いします。

### 2 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇他

労働基準法に基づく法定基準を厳守してください。

### 3 適正な労働賃金

市が発注する業務委託契約の人件費の積算は、設計労務単価（国土交通省、農林水産省）、建築保全業務労務単価（国土交通省）、設計業務技術者単価（国土交通省）などを参考にして積算していますので、この点に十分留意され適正な額の賃金を支払うよう配慮してください。また、最低賃金法により、北海道における地域別最低賃金が定められており、この賃金額より低い賃金は法律により無効とされます。

### 4 労働者の事故防止

労働災害の防止については、安全教育や作業現場内の設備点検等を十分に行い、事故防止に万全を期してください。

### 5 業務責任者の届出

業務委託の実施にあたり市の監督職員が受託者に通知し、受託者は業務責任者を定めて市に通知するとされている契約の場合には、市の様式により確実に届出を行ってください。